



第72期

定時株主総会招集ご通知

日時

2024年6月25日(火曜日)
午前10時

場所

神奈川県横浜市神奈川区金港町3-1
コンカード横浜 2F
TKPガーデンシティ横浜ホールA

決議事項

議案 取締役
(監査等委員であるものを除く)
4名選任の件

株式会社アイスコ

証券コード：7698

証券コード 7698

2024年6月10日

(電子提供措置の開始日2024年6月3日)

株 主 各 位

横浜市泉区新橋町1212番地

株式会社アイスコ

代表取締役 相原 貴久

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第72期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.iceco.co.jp/ir/meeting/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2024年6月24日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い**申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 神奈川県横浜市神奈川区金港町3-1
コンカード横浜2F TKPガーデンシティ横浜ホールA
3. 目的事項 **報告事項** 第72期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び
計算書類の内容報告の件
決議事項 議案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件
- 以 上
-

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議案および参考事項

議 案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役の三上和美氏は本株主総会終結の時をもって退任いたしますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお本議案につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会決議により決定しております。また、本議案に関し、監査等委員会は、当社の企業価値向上の観点から、各候補者を取締役に選任することが適切であるとの意見を有しています。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

あ い は ら た か ひ さ
相 原 貴 久

生年月日

1971年5月24日

所有する当社の株式数

97,500株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月 当社入社
1999年6月 取締役総務部長
2002年3月 株式会社大我産業(現当社)専務取締役
2002年5月 専務取締役
2018年6月 代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

相原貴久氏は、事業全般に関する豊富な経験と幅広い知見を有し、経営全般において強いリーダーシップを発揮しており、当社のさらなる成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

あい はら とし たか
相 原 敏 貴

生年月日

1947年12月4日

所有する当社の株式数

112,500株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1966年4月 相原冷菓店入社
1972年4月 株式会社相原冷菓に改称(現当社)専務取締役
1992年3月 株式会社大我産業(現当社)代表取締役社長
1992年5月 株式会社相原冷菓と高島物産株式会社が合併し、株式会社アイスコ
発足 代表取締役社長
2018年6月 代表取締役会長
2022年6月 取締役会長(現任)

取締役候補者とした理由

相原敏貴氏は、経営者として企業経営に関する幅広い見識を有し、創業当初から当社の成長に大きく貢献しており、その豊富な経験と能力を当社の経営に反映するため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

み く に しん
三 國 慎

生年月日

1972年11月20日

所有する当社の株式数

6,300株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月 オハヨー乳業株式会社 入社
2015年7月 同社取締役
2016年4月 オハヨー乳業株式会社 専務取締役
2016年4月 日本カバヤ・オハヨーホールディングス 執行役員
2020年6月 当社取締役社長付
2020年10月 専務取締役(現任)

取締役候補者とした理由

三國慎氏は、食品業界における豊富な経験を通じた経営全般及び営業・マーケティング業務に関する深い知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

なが の ひろ たか
永 野 泰 敬

生年月日

1990年9月25日

所有する当社の株式数

なし



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2013年2月 有限責任監査法人トーマツ入所
2016年12月 公認会計士登録
2017年5月 当社入社
2017年7月 当社経営企画室長
2018年1月 取締役CFO（現任）

取締役候補者とした理由

永野泰敬氏は、公認会計士としての専門知識と企業経営に関する深い知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 議案が原案どおり可決されますと、役員構成は次のとおりとなります。

氏名			専門性と経験					指名報酬委員会
			企業経営	事業戦略	財務会計	ガバナンス・リスク管理	法律	
取締役 (監査等委員を除く)	相原 貴久	再任	●	●				●
	相原 敏貴	再任	●	●				
	三國 慎	再任	●	●				
	永野 泰敬	再任	●		●	●		
取締役 (監査等委員)	岡宮 健一	社外 独立			●	●		●
	中田 雅明	社外 独立	●	●	●	●		●
	榎本 進一郎	社外 独立				●	●	

以上

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国の経済は、コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い経済活動の正常化が進んだものの、原材料価格等の高騰による継続的な物価高が消費者の節約志向を高め、先行きの見通せない不透明な状態が続いております。

当社が身を置く食品流通業及びスーパーマーケット業につきましては、原材料価格や人件費、燃料費等の価格転嫁が進んだものの、消費者の節約志向の高まりに加え、物流の2024年問題による物流費や人件費の更なるコスト上昇の影響が懸念されるなど、依然として厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような情勢のなか、当社は食を通じた社会貢献を目標に、取引先との関係強化を図るとともに、効率的な物流網の構築や、地域密着型の店舗運営を推進、食料品の安定供給に努めてまいりました。また、当事業年度は2022年3月期からスタートした第一次中期経営計画の最終年度であり、重点テーマである「人材育成と組織力向上」、「既存事業の収益力向上」及び「新規事業の創出」に取り組んでまいりました。

当事業年度は燃料費等のコスト上昇分に対する価格転嫁が進んだことや、記録的な猛暑が続いたこと、ドラッグストアやディスカウントストアといった主要得意先との取引が堅調に推移したことにより、売上高は50,498百万円（前期比12.5%増）、売上総利益は8,655百万円（前期比10.9%増）となりました。また、利益面については、フローズン事業のサテライト拠点を2拠点新設するなど、物流効率の改善に努めた結果、販売費及び一般管理費は8,203百万円（前期比6.7%増）、営業利益は452百万円（前期比285.9%増）、経常利益は497百万円（前期比178.1%増）、当期純利益は318百万円（前期比120.9%増）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

a. フローズン事業

フローズン事業につきましては、燃料費、電気代等のコスト上昇分に対する価格転嫁が進んだことや、記録的な猛暑が続いたこと、主要得意先であるドラッグストアの新規出店等により堅調に推移いたしました。また、2023年6月に商品在庫を保有しない通過型センターの水戸サテライトを茨城県に開設、2024年3月に同じく通過型センターの松阪サテライトを三重県に開設し、北関東エリア及び東海エリアの物流効率改善に努めております。また、2024年2月に2025年建設予定の横浜営業所の用地を取得し、売上増加への対応や、更なる物流効率の改善を図ってまいります。

なお、新規事業の冷凍食品専門店「FROZEN JOE'S」は、2023年9月に横浜市に1店舗新規出店しております。

以上の結果、フローズン事業の売上高は43,967百万円（前期比18.3%増）、セグメント利益は529百万円（前期比200.0%増）となりました。

b. スーパーマーケット事業

スーパーマーケット事業につきましては、前事業年度に3店舗閉店した結果、セグメント売上は前年同期比で減少しております。また、2023年9月に横浜市にスーパー生鮮館TAIGA藤が丘店を出店したことにより、開店費用が増加し、一時的に販売費及び一般管理費が増加しております。引き続きセグメント利益の黒字化に向け、管理コストの削減や、販売促進費の見直し等、抜本的な改革に取り組んでおります。

以上の結果、スーパーマーケット事業の売上高は6,531百万円（前期比15.5%減）、セグメント損失は77百万円（前期はセグメント損失59百万円）となりました。

セグメント別	売上高	構成比
フローズン事業	43,967百万円	87.1%
スーパーマーケット事業	6,531百万円	12.9%
合計	50,498百万円	100.0%

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は1,169百万円であります。

その主なものは、フローズン事業において、横浜営業所建設用土地726百万円、冷凍食品専門店内装工事38百万円、太陽光発電設備30百万円、スーパーマーケット事業において、スーパー生鮮館TAIGA藤が丘店設備275百万円であります。

(3) 資金調達状況

設備投資資金として300百万円を銀行借入により資金調達いたしました。

(4) 当社が対処すべき課題

当社は、10年ビジョン「iceco VISION 2030」を定め、卸業界内でオンリーワンのポジションを確立し、収益力でフローズン卸業界ナンバーワンを目指しております。当事業年度は第一次中期経営計画の最終年度であり、外部環境の変化によるコスト上昇など、厳しい経営環境が続いておりますが、一定の成果を得ることができました。

2024年度は新たに2025年3月期～2027年3月期の3カ年を対象とした第二次中期経営計画の初年度となります。第二次中期経営計画では前中期経営計画の課題を踏襲しつつ、「環境変化への徹底対応」を基本方針とし、以下の課題に取り組んでまいります。

① 人的資本経営の実践

当社のフローズン事業が提供するフルメンテナンスサービスは、配送だけでなく納品や発注等の専門性が必要となり、人材採用や人材育成などの人的資本への投資が、売上の増加や生産性の向上に寄与するものと考えております。人材確保をより強化するために、多様な働き方への対応や、働きやすい人事制度への改定を推進するとともに、現場での教育体制を整え、業務の標準化や社員教育を徹底して行ってまいります。

② 収益力の改革加速

収益力の改革を加速するため、サテライト拠点をはじめとする配送効率の高い配送拠点の新設や、現在の配送拠点の統廃合による物流効率向上を進めながら、北関東及び東海エリアの売上を拡大してまいります。加えて物流のDXを推進し、運転・配送業務の可視化・合理化を図ってまいります。

③ 新規事業の育成

第一次中期経営計画のテーマ「新規事業の創出」の次ステップとしてFROZEN JOE'Sの収益化と出店を加速させてまいります。また、海外戦略として海外で人気の高い冷凍食品やアイスクリームの仕入や、日本国内製造品の販路拡大先として日本食ニーズの高い海外マーケットを中心に販売ルートを確立してまいります。

④ コンプライアンス経営の推進・徹底

事業の拡大に伴い、それぞれの事象に応じたリスク管理やコンプライアンスの遵守体制が重要と考えております。企業の社会的な信頼性を高めるために、内部統制システムの構築・運用・強化に努め、全従業員への法令遵守体制の周知徹底に取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2020年度 第69期	2021年度 第70期	2022年度 第71期	2023年度 (当事業年度) 第72期
売 上 高 (百万円)	40,551	42,264	44,886	50,498
経 常 利 益 (百万円)	855	409	179	497
当 期 純 利 益 (百万円)	523	255	144	318
1 株当たり当期純利益 (円)	326.40	134.90	75.30	164.66
総 資 産 (百万円)	14,316	14,860	15,124	16,756
純 資 産 (百万円)	2,337	3,072	3,166	3,431
1 株当たり純資産額 (円)	1,455.27	1,610.92	1,644.18	1,763.35

- (注) 1. 当社は2020年11月1日付で普通株式1株につき15株の株式分割を行っておりますが、2020年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 第70期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第70期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 主要な営業所および店舗 (2024年3月31日現在)

名 称	営 業 所 数	所 在 地
本 社	1	神奈川県
物 流 セ ン タ ー	3	神奈川県、千葉県、埼玉県
営 業 所	10	神奈川県2カ所、東京都、埼玉県、静岡県3カ所、愛知県3カ所
サ テ ラ イ ト 拠 点	2	茨城県、三重県
ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト 店 舗	8	神奈川県8カ所

(7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

事 業 部 門	従 業 員 数	前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
フ ロー ズ ン 事 業	632名	69名増	37.0歳	5.2年
ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト 事 業	101名	10名減	40.4歳	5.9年
そ の 他	19名	—	41.5歳	9.1年
合 計	752名	59名増	37.6歳	5.9年

(8) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	832百万円
株 式 会 社 神 奈 川 銀 行	454百万円
株 式 会 社 静 岡 銀 行	427百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	374百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	345百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	310百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	76百万円

2 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 6,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,945,150株

(3) 株主数 1,365名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 K A N コ ー ポ レ ー シ ョ ン	675,000	34.70
相 原 敏 貴	112,500	5.78
ア イ ス コ 従 業 員 持 株 会	97,622	5.01
相 原 貴 久	97,500	5.01
江 崎 グ リ コ 株 式 会 社	75,000	3.85
和 田 享	70,000	3.59
今 年 明	57,900	2.97
相 原 久 子	52,500	2.69
野 口 み ゆ き	45,000	2.31
青 木 哲 也	40,000	2.05

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 数 (株)	交 付 対 象 者
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	3,100	1名

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	相原 貴久	
取締役会長	相原 敏貴	
専務取締役	三 國 慎	
取 締 役	永 野 泰 敬	C F O
取 締 役	三 上 和 美	
取締役（監査等委員）	岡 宮 健 一	
取締役（監査等委員）	中 田 雅 明	
取締役（監査等委員）	榎 本 進一郎	箕山・榎本総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役三上和美、岡宮健一、中田雅明及び榎本進一郎は、社外取締役であります。
2. 取締役三上和美、岡宮健一、中田雅明及び榎本進一郎は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 重要な社内会議における情報共有及び内部監査室との連携を密に図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、岡宮健一を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（監査等委員）中田雅明は、上場企業の財務経理部門や代表取締役社長としての業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社では、業務執行体制を強化し、より機動的かつ効率的な業務運営を行うために、執行役員制度を導入しております。2024年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

役 名	氏 名	役 割
常 務 執 行 役 員	相 原 大 輔	フローズン事業部長
執 行 役 員	岸 裕 一	フローズン事業部 営業本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員及び管理職・監督者の地位にある従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 取締役の報酬の基本方針

当社は取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、役職、業績、会社への貢献度や事業の状況を考慮し、株主総会において承認された報酬額の限度内において、指名報酬委員会の答申に基づき、取締役会にて決定しております。なお、取締役会は指名報酬委員会の答申を尊重しており、報酬等の額は決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬額の限度内において、常勤、非常勤の別、業務区分の状況を考慮して、監査等委員会の協議により決定しております。

b. 固定報酬

固定報酬は、役職、職責に応じて他社の報酬水準、当社の業績等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の答申に基づき、取締役会にて決定しております。

c. 非金銭報酬等

非金銭報酬等として、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるために、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限付株式報酬は、役職、職責に応じて他社の報酬水準、当社の業績等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の答申に基づき、取締役会にて決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議は2019年10月10日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）については年額200,000千円以内（決議時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名）、監査等委員である取締役については、年額30,000千円以内（決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名）と決議いただいております。また、2022年6月24日開催の第70期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、支給する金銭債権の総額を年額30,000千円以内（決議時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の員数は4名）と決議いただいております。

③ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			人数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち、社外取締役）	107,374 (3,060)	102,444 (3,060)	— (—)	4,930 (—)	5 (1)
取締役（監査等委員） （うち、社外取締役）	9,660 (9,660)	9,660 (9,660)	— (—)	— (—)	3 (3)

(注) 1. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対して株式報酬を交付しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）榎本進一郎氏は、箕山・榎本総合法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	三 上 和 美	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の任意の諮問機関である指名報酬委員会には3回中3回に出席し、当社の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）	岡 宮 健 一	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査等委員会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。なお、当社の監査体制の強化にあたり、金融機関での豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映するなど、重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）	中 田 雅 明	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の任意の諮問機関である指名報酬委員会には3回中3回に出席し、当社の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。さらに、当事業年度開催の監査等委員会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。なお、当社の監査体制の強化にあたり、豊富な業務経験と幅広い見識を当社の監査に反映するなど、重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）	榎 本 進 一 郎	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査等委員会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。なお、当社の監査体制の強化にあたり、弁護士としての法律に関する豊富な知識と経験を当社の監査に反映するなど、重要な役割を果たしております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人PwC京都監査法人は、2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人と合併し、同日付でPwC Japan有限責任監査法人に名称変更しております。

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	14,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難である場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会が会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

内部統制システムの基本方針に関する決議の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び従業員は、「I care everybody company ～あらゆる人々に慈しみの心をもって接する企業でありたい～」という企業理念を指針とし、企業の社会的責任を果たしてまいります。監査等委員会を含む複数の独立社外取締役を設置することにより取締役の職務執行の監督・監査を行う体制をとり、コンプライアンス経営を推進します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録等の文書については、「取締役会規程」に基づき作成され、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存し、管理しております。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を定め、業務上のリスクを適切、迅速に管理、コントロールすることにより経営の安定を図っております。自然災害リスク等の有事の際は「リスク管理規程」の定めに従って、迅速な情報収集と適切な対応が実現できる体制を確立しております。

4. 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、四半期ごとに取締役の職務執行状況の報告を行っております。また、取締役会の効率化を図るため、常勤取締役及び執行役員が参加する経営会議を毎月開催し、執行状況を確認することにより、取締役会の決定事項の徹底を図っております。

5. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員である取締役から、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を配置することを要請された場合には、速やかに適切な取締役及び使用人を配置するものとしております。

6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、遅滞なく監査等委員会へ報告するものとしております。また、監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議などの重要な会議に出席するとともに主要な稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めるものとしております。
- ② 監査等委員会に報告を行った者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとしております。

7. 当社の監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとしております。

8. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行っております。また、監査等委員会は、内部監査室との連携を図り適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図れるようにしております。なお、監査等委員会は当社の会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人からの会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど、連携を図れるようにしております。

さらに監査等委員会は、定期的に会計監査人及び内部監査室を招聘して三様監査連絡会を開催しております。三様監査連絡会では、会計監査人、内部監査室より、それぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果について報告を受け、相互に情報及び意見の交換を実施し、連携を図っております。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元が経営の重要政策の一つであると考えており、業績や将来の事業展開、収益力の向上、財務体質の強化のための内部留保などを総合的に勘案しつつ、安定した配当を継続することを配当政策の基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、中間配当として1株当たり19円をお支払いしております。期末配当につきましては、1株当たり19円をお支払いすることといたしました。

なお、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。この他当社は中間配当及び基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	9,766,124	流動負債	10,548,163
現金及び預金	2,435,765	支払手形及び買掛金	7,943,386
受取手形及び売掛金	5,199,081	短期借入金	700,000
商品	704,454	1年内返済予定の長期借入金	374,282
未収入金	1,403,981	未払金	408,082
その他	23,386	未払費用	604,561
貸倒引当金	△543	未払法人税等	209,787
		未払消費税等	70,450
		賞与引当金	146,846
		その他	90,766
固定資産	6,990,588	固定負債	2,777,400
有形固定資産	5,694,176	長期借入金	1,748,914
建物	2,027,190	長期未払金	155,100
機械及び装置	138,847	退職給付引当金	714,105
車両運搬具	66,709	資産除去債務	120,614
工具、器具及び備品	180,533	その他	38,666
土地	3,217,359		
その他	63,535	負債合計	13,325,564
無形固定資産	25,638	純資産の部	
ソフトウェア	18,524	株主資本	3,420,481
その他	7,113	資本金	372,065
投資その他の資産	1,270,774	資本剰余金	297,065
投資有価証券	32,495	資本準備金	297,065
繰延税金資産	542,970	利益剰余金	2,751,350
保険積立金	14,965	利益準備金	12,818
差入保証金	669,264	その他利益剰余金	2,738,531
その他	11,078	特別償却準備金	4,846
		圧縮積立金	44,647
		繰越利益剰余金	2,689,037
資産合計	16,756,713	評価・換算差額等	9,489
		その他有価証券評価差額金	9,489
		新株予約権	1,178
		純資産合計	3,431,149
		負債・純資産合計	16,756,713

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		50,498,561
売上原価		41,842,599
売上総利益		8,655,962
販売費及び一般管理費		8,203,639
営業利益		452,322
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	10,678	
不動産賃貸料	51,378	
雑収入	25,793	
その他	2,360	90,210
営業外費用		
支払利息	15,043	
不動産賃貸費用	14,064	
資金調達費用	15,000	
その他	498	44,606
経常利益		497,926
特別利益		
保険解約返戻金	30,876	30,876
特別損失		
減損損失	50,963	50,963
税引前当期純利益		477,839
法人税、住民税及び事業税	223,388	
法人税等調整額	△64,422	158,965
当期純利益		318,873

株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				
				特別償却 準備金	圧縮積立 金	繰越利益 剰余金			
2023年4月1日残高	360,832	285,832	285,832	12,818	21,018	44,647	2,425,535	2,504,020	3,150,684
事業年度中の変動額									
新株の発行	11,233	11,233	11,233						22,467
剰余金の配当							△ 71,544	△ 71,544	△71,544
特別償却準備金の取崩し					△16,172		16,172	－	－
当期純利益							318,873	318,873	318,873
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	11,233	11,233	11,233	－	△16,172	－	263,501	247,329	269,796
2024年3月31日残高	372,065	297,065	297,065	12,818	4,846	44,647	2,689,037	2,751,350	3,420,481

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2023年4月1日残高	14,025	14,025	1,373	3,166,083
事業年度中の変動額				
新株の発行				22,467
剰余金の配当				△71,544
特別償却準備金の取崩し				－
当期純利益				318,873
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△4,536	△4,536	△195	△4,731
事業年度中の変動額合計	△4,536	△4,536	△195	265,065
2024年3月31日残高	9,489	9,489	1,178	3,431,149

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品…………… フローズン事業

総平均法による原価法。なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

スーパーマーケット事業

売価還元法による原価法、ただし、生鮮食品等一部商品については最終仕入原価法によっております。なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～45年
機械及び装置	6～17年
車両運搬具	2～4年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) フローズン事業

主にアイスクリーム、冷凍食品等の商品の卸売りから収益を獲得しております。フローズン事業の顧客との販売契約において、商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、商品引き渡し時点から概ね3カ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(2) スーパーマーケット事業

主に生鮮食品等の商品の小売りから収益を獲得しております。商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、商品引き渡し時点から概ね1カ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

II. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 542,970千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

当社は将来減算一時差異に対して、将来の事業計画を基礎として将来の収益力に基づく課税所得の見積りを実施し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

(2) 主要な仮定

過去3年及び当期の各事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が安定的に生じており、かつ、当期末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないこと等から、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の「分類2」に該当すると判断し、スケジュールリングされた一時差異による繰延税金資産を全額回収可能と見積もっております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、その主要な仮定には売上高の成長率及び粗利率が含まれております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

当社の主要な仮定は、法令、市場環境やその他の競争環境の変化の有無等を考慮しております。当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、その結果、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物	1,763,600千円
土地	2,483,717千円
計	<u>4,247,318千円</u>

(上記に対応する債務)

支払手形及び買掛金	1,280,880千円
短期借入金	400,000千円
1年以内返済予定の長期借入金	302,585千円
長期借入金	1,669,046千円
計	<u>3,652,511千円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,780,455千円

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	3,080,000千円
借入実行残高	700,000千円
借入未実行残高	<u>2,380,000千円</u>

IV. 損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
神奈川県 1 物件	フローズン事業 営業所	建物及び土地等

当社は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分により資産のグルーピングを行っており、店舗資産については個別物件をグルーピングの最小単位としており、店舗資産以外の事業用資産は事業単位でグルーピングを行っております。ただし本社資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当事業年度において、フローズン事業の営業所の新設移転計画を決定いたしましたので、当該営業所の建物及び土地等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失を計上いたしました。なお、回収可能額は、建物及びその他については備忘価額まで減額し、土地については正味売却価額まで減額しております。

上記の減損損失の内訳は、次のとおりであります。

建物	19,673千円
土地	31,248千円
その他	41千円
計	50,963千円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	1,945,150株
------	------------

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年5月26日 取締役会	普通株式	34,646千円	18円	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年11月13日 取締役会	普通株式	36,898千円	19円	2023年9月30日	2023年12月14日

3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年5月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	36,957千円	19円	2024年 3月31日	2024年 6月26日

4. 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 102,600株

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	214,517千円
賞与引当金	44,112千円
減損損失	59,707千円
棚卸資産	60,398千円
資産除去債務	36,232千円
未払費用	101,913千円
長期未払金	46,592千円
未払事業税	10,248千円
その他	10,603千円
繰延税金資産小計	584,326千円
評価性引当額	△260千円
繰延税金資産合計	584,066千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	4,074千円
資産除去債務に対応する除去費用	15,769千円
特別償却準備金	2,081千円
圧縮積立金	19,171千円
繰延税金負債合計	41,096千円
繰延税金資産純額	542,970千円

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。一時的な余資の運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に設備投資資金の確保のための資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び買掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金はほとんどが2ヶ月以内の支払期日であり、短期借入金は運転資金、長期借入金は設備投資のための必要資金の調達を目的としたものであります。これらは担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により、資金調達にかかる流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	32,495	32,495	0
差入保証金	669,264	662,970	△6,294
資産計	701,759	695,465	△6,294
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	2,123,196	2,113,859	△9,336
負債計	2,123,196	2,113,859	△9,336

(※) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「未払費用」及び「短期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,435,765	—	—	—
受取手形及び売掛金	5,199,081	—	—	—
未収入金	1,403,981	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの(公社債)	—	9,995	—	—
差入保証金	19,339	104,548	30,163	515,214
合計	9,058,166	114,543	30,163	515,214

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	700,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	374,282	332,174	293,724	230,900	193,580	698,536
合計	1,074,282	332,174	293,724	230,900	193,580	698,536

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	22,500	—	—	22,500
債券				
その他有価証券のうち満期があるもの (公社債)	—	9,995	—	9,995
資産計	22,500	9,995	—	32,495

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	662,970	—	662,970
資産計	—	662,970	—	662,970
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	—	2,113,859	—	2,113,859
負債計	—	2,113,859	—	2,113,859

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。また、公社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、返還時期を見積り、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りより算出した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

VIII. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	フローズン事業	スーパー マーケット事業	計
商品の販売	43,951,455	6,496,964	50,448,420
その他	16,037	34,103	50,140
顧客との契約から生じる収益	43,967,493	6,531,068	50,498,561
外部顧客への売上高	43,967,493	6,531,068	50,498,561

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

IX. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,763円35銭
1 株当たり当期純利益	164円66銭

X. 重要な後発事象に関する注記

(株式の分割及び定款の一部変更)

(1) 株式分割の目的

株式分割により投資単位の水準を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上及び投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の方法

2024年9月30日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(3) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	1,945,150株
② 今回の分割により増加する株式数	1,945,150株
③ 株式分割後の発行済株式総数	3,890,300株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	12,000,000株

上記の発行済株式総数及び増加する株式数は、2024年3月31日現在の発行済株式総数に基づき記載しているものであり、株式分割の基準日までの間に新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(4) 分割の日程

① 基準日公告日	2024年9月13日 (予定)
② 基準日	2024年9月30日
③ 効力発生日	2024年10月1日

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1株当たり純資産額	822.09円	1株当たり純資産額	881.67円
1株当たり当期純利益	37.65円	1株当たり当期純利益	82.33円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	36.91円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	80.74円

(6) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2024年10月1日の効力発生日以降、新株予約権の目的となる1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	954円	477円
第2回新株予約権	1,060円	530円

(7) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の増加はありません。

(8) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年10月1日をもって、当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(9) 変更の内容（下線部分は変更箇所を示しています）

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,000,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,000,000</u> 株とする。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

株式会社アイスコ
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 若山 聡 満
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有岡 照 晃
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイスコの2023年4月1日から2024年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月28日

株式会社アイスコ 監査等委員会

常勤監査等委員 岡 宮 健 一 ㊞

監査等委員 中 田 雅 明 ㊞

監査等委員 榎 本 進一郎 ㊞

(注) 監査等委員岡宮健一、中田雅明及び榎本進一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

定時株主総会会場ご案内図



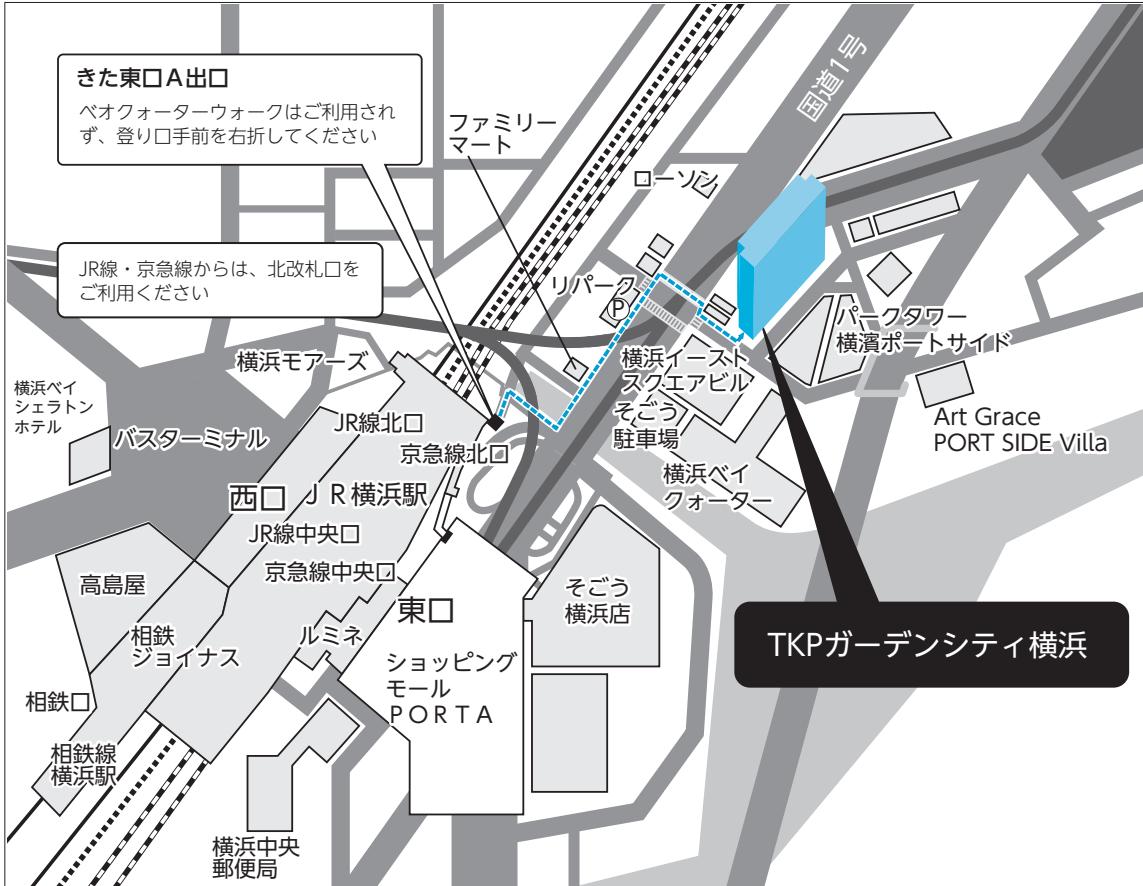
2024年6月25日(火曜日)
午前10時

日時



神奈川県横浜市神奈川区金港町3-1
コンカード横浜 2F TKPガーデンシティ横浜ホールA
電話：045-450-6317

場所



交通機関

JR みなとみらい線 東急東横線 京急本線
「横浜駅」きた東口A出口より徒歩5分

横浜市営地下鉄ブルーライン 相鉄本線
「横浜駅」徒歩15分

